

第2期八戸市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>更上閣賑わい広場整備事業</p> <p>[内容]</p> <p>更上閣別館を解体し、跡地に多目的広場を整備する</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成26～<u>29年度</u></p>	市	<p>当施設は長根公園と中心市街地の商業集積地との中間に位置する。現在、更上閣本館はえんぶりや雛人形展が開催されるなど、中心街の観光スポットの一つとして活用されているが、別館（旧更上閣別館）は平成20年の青森・岩手沿岸地震による建物の損傷により使用できない状態になっている。現在、長根公園の再編に向けた計画が検討されているが、当施設は長根公園と商業施設を結ぶ重要な場所であり、有効な土地利用が求められる。</p> <p>現在進められている長根公園の再編計画と十分な調整を図った上で、当事業を実施することにより、来街者の新たな回遊拠点として、まちの賑わい創出が図られると期待される。</p>	<p>[措置の内容]</p> <p><u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</u></p> <p>[実施時期]</p> <p><u>平成 27～29 年度</u></p>		<p>(2) ②からの移設</p>				
<p>三日町にぎわい拠点整備事業</p> <p>[内容]</p> <p>老朽化した2つのビルを解体し、三日町側ににぎわい拠点となる屋根付き広場を整備する</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成26～<u>29年度</u></p>	市	<p>当地区は、八戸ポータルミュージアム（はっち）の真正面に位置しており、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルに近接し、周辺にはみろく横丁や花小路等の横丁がある中心市街地の中枢となる重要な場所であるが、周囲には街路樹等の緑量が少なく、また、ゆったりと休憩する空間が少ない状況にある。</p>	<p>[措置の内容]</p> <p><u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</u></p> <p>[実施時期]</p> <p><u>平成 27～29 年度</u></p>		<p>(4) からの移設</p>				

		高齢者から子どもまで世代を超えた来街者が四季を通じて居心地よく利用でき、人や情報が交わる空間となる拠点を整備する当事業は、六日町地区複合ビル整備事業とともに実施することで相乗効果が期待でき、中心市街地の賑わいの回復に必要な事業である。		
--	--	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
支援措置の追加により(2)①に、支援措置の該当区分変更により(3)に移設				
支援措置の該当区分変更により(3)に移設				

--	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
更上閣賑わい広場整備事業 [内容] 更上閣別館を解体し、跡地に多目的広場を整備する [実施時期] 平成26～ <u>28年度</u>	市	当施設は長根公園と中心市街地の商業集積地との中間に位置する。現在、更上閣本館はえんぶりや雛人形展が開催されるなど、中心街の観光スポットの一つとして活用されているが、別館(旧更上閣別館)は平成20年の青森・岩手沿岸地震による建物の損傷により使用できない状態になっている。現在、長根公園の再編に向けた計画が検討されているが、当施設は長根公園と商業施設を結ぶ重要な場所であり、有効な土地利用が求められる。 現在進められている長根公園の再編計画と十分な調整を図った上で、当事業を実施することにより、来街者の新たな回遊拠点として、まちの賑わい創出が図られると期待される。	[措置の内容] 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業) [実施時期] <u>平成 26～28 年度</u>	
美術館周辺修景事業 [内容] 美術館周辺の市有地の一部を緑地として整備する [実施時期] 平成27～29年度	市	当施設は、中心市街地にある美術館として、年間を通して展覧会などが開催されている。現在、美術館の周辺は、主に来館者の駐車場として利用されているが、当事業は来街者に緑あふれる憩いの場を提供することにより、回遊性並びに利便性の向上を図ることを目的とする。	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業) [実施時期] 平成 28～29 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>更上閣賑わい広場整備事業【再掲】</p> <p>[内容] 更上閣別館を解体し、跡地に多目的広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成26～<u>29年度</u></p>	市	<p>当施設は長根公園と中心市街地の商業集積地との中間に位置する。現在、更上閣本館はえんぶりや雛人形展が開催されるなど、中心街の観光スポットの一つとして活用されているが、別館（旧更上閣別館）は平成20年の青森・岩手沿岸地震による建物の損傷により使用できない状態になっている。現在、長根公園の再編に向けた計画が検討されているが、当施設は長根公園と商業施設を結ぶ重要な場所であり、有効な土地利用が求められる。</p> <p>現在進められている長根公園の再編計画と十分な調整を図った上で、当事業を実施することにより、来街者の新たな回遊拠点として、まちの賑わい創出が図られると期待される。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] <u>平成26年度</u></p>	
<p>美術館周辺修景事業</p> <p>[内容] 美術館周辺の市有地の一部を緑地として整備する</p> <p>[実施時期] 平成27～29年度</p>	市	<p>当施設は、中心市街地にある美術館として、年間を通して展覧会などが開催されている。現在、美術館の周辺は、主に来館者の駐車場として利用されているが、当事業は来街者に緑あふれる憩いの場を提供することにより、回遊性並びに利便性の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] 平成28～29年度</p>	
<p>三日町にぎわい拠点整備事業【再掲】</p> <p>[内容] 老朽化した2つのビルを解体し、三日町側ににぎわい拠点となる屋根付き広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成26～<u>29年度</u></p>	市	<p>当地区は、八戸ポータルミュージアム（はっち）の真正面に位置しており、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルに近接し、周辺にはみろく横丁や花小路等の横丁がある中心市街地の中枢となる重要な場所であるが、周囲には街路樹等の緑量が少なく、また、ゆったりと休憩する空間が少ない状況にあ</p>	<p>[措置の内容] <u>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</u></p> <p>[実施時期] <u>平成26年度</u></p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ②からの移設				
(2) ②からの移設				
(4) からの移設				

		る。 高齢者から子どもまで世代を超えた来街者が四季を通じて居心地よく利用でき、人や情報が交わる空間となる拠点を整備する当事業は、六日町地区複合ビル整備事業とともに実施することで相乗効果が期待でき、中心市街地の賑わいの回復に必要な事業である。		
--	--	---	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
支援措置の追加により (2) ①および(3)に移設				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
[1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
三日町にぎわい拠点整備事業 [内容] 老朽化した2つのビルを解体し、三日町側ににぎわい拠点となる屋根付き広場を整備する [実施時期] 平成26～ <u>28年度</u>	市	当地区は、八戸ポータルミュージアム（はっち）の真正面に位置しており、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルに近接し、周辺にはみろく横丁や花小路等の横丁がある中心市街地の中枢となる重要な場所であるが、周囲には街路樹等の緑量が少なく、また、ゆったりと休憩する空間が少ない状況にある。 高齢者から子どもまで世代を超えた来街者が四季を通じて居心地よく利用でき、人や情報が交わる空間となる拠点を整備する当事業は、六日町地区複合ビル整備事業とともに実施することで相乗効果が期待でき、中心市街地の賑わいの回復に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
[1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
六日町地区複合ビル整備事業【再掲】(略)				
まちなか生業応援事業 [内容] <u>①特別保証融資制度(県)空き店舗への開業希望者に対し、融資支援を行う</u> <u>②特別保証融資制度利用者に対する支援(市)</u> <u>①の融資制度利用者で一定要件を満たしている者に対し、保証料補助、利子補給を行う</u> <u>③商店街魅力づくり環境整備支援事業(市)</u> <u>商店街の魅力づくりに資する環境整備に対し、支援を行う</u> <u>④商店街課題解決型まちづくり支援事業(市)</u> <u>商店街の課題解決に資するソフト事業に対し、支援を行う</u> [実施時期] 平成20年度～	市・県 当市の中心商店街は、店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持するための課題を抱えている。 当事業は、将来を担う若い事業者の新規出店を推進するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り組む事業を支援することにより、商店街の活力の回復に資するものである。 [措置の内容] <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> <u>※②、③、④のみを対象</u> [実施時期] <u>平成 25～29 年度</u>			

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
横丁活性化事業(略)				
十三日町テナントビル整備事業(略)				
まちなかチャレンジショップ設置事業(略)				
公会堂・美術館連携事業(略)				
タウンマネージャー設置事業(略)				
テナントミックス調査研究事業(略)				

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
六日町地区複合ビル整備事業【再掲】(略)				
<u>(4)からの移設</u>				

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
横丁活性化事業(略)				
十三日町テナントビル整備事業(略)				
まちなかチャレンジショップ設置事業(略)				
公会堂・美術館連携事業(略)				
タウンマネージャー設置事業(略)				
テナントミックス調査研究事業(略)				

中心商店街コンセプト形成事業（略）				
長者まつりめぐ広場活用事業（略）				
まごころ宅配サービス事業（略）				
(2) ①に移設				
まちなか講座事業（略）				
市日はちのへ楽市楽座事業（略）				
アントレプレナー情報ステーション事業（略）				
横丁マップ発行事業（略）				
はちのへホコテン実施事業（略）				
まち歩き推進事業（略）				
商店街ポータルサイト運営事業（略）				

中心商店街コンセプト形成事業（略）				
長者まつりめぐ広場活用事業（略）				
まごころ宅配サービス事業（略）				
まちなか生業応援事業 [内容] <u>・空き店舗への開業希望者に対する融資等支援(長期低利融資、保証料補助、利子補給)</u> <u>・商店街や商店街構成者等が行うソフト・ハード事業に対する支援</u> [実施時期] 平成20年度～	市・県	当市の中心商店街は、店舗数の減少や高齢化、財源不足など、商店街組織を維持するための課題を抱えている。 当事業は、将来を担う若い事業者の新規出店を推進するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り組む事業を支援することにより、商店街の活力の回復に資するものである。		
まちなか講座事業（略）				
市日はちのへ楽市楽座事業（略）				
アントレプレナー情報ステーション事業（略）				
横丁マップ発行事業（略）				
はちのへホコテン実施事業（略）				
まち歩き推進事業（略）				
商店街ポータルサイト運営事業（略）				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

(1) 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

八戸商工会議所と株式会社まちづくり八戸が中心となり、その他、中心商店街関係者や交通事業者、教育機関、市民団体、行政等の多様な主体による八戸市中心市街地活性化協議会が平成19年11月7日に発足し、基本計画の進捗状況の確認やまちなか再生のための意見交換を通して、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいる。

八戸商工会議所と株式会社まちづくり八戸が中心となり、その他、中心商店街関係者や交通事業者、教育機関、市民団体、行政等の多様な主体による八戸市中心市街地活性化協議会が平成19年11月7日に発足し、基本計画の進捗状況の確認やまちなか再生のための意見交換を通して、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいる。

①協議会の主旨

八戸市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

①協議会の主旨

八戸市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

②協議会の役割

中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの中心的調整役として機能する。
八戸市による基本計画の作成・変更・実施について、協議会として意見を提出する。
国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

③組織図

※図表（略）

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区分	構成員
法第15条 第1項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第15条 第4項関係	市	八戸市
	商業者	八戸中心商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		番町協和会
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
	鷹匠小路商業振興会	
	交通事業者	八戸市タクシー協会
		南部バス株式会社
		東日本旅客鉄道株式会社本八戸駅
法第15条 第8項関係	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸支店
		株式会社みちのく銀行八戸営業部
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		公益社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
		八戸商工会議所女性会
	観光関係	公益社団法人八戸観光コンベンション協会
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
地域コミュニティ放送	株式会社ビーエフエム	
	株式会社八戸テレビ放送	

②協議会の役割

中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの中心的調整役として機能する。
八戸市による基本計画の作成・変更・実施について、協議会として意見を提出する。
国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

③組織図

※図表（略）

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区分	構成員
法第15条 第1項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第15条 第4項関係	市	八戸市
	商業者	八戸中心商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		番町協和会
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
	鷹匠小路商業振興会	
	交通事業者	八戸市タクシー協会
		南部バス株式会社
		東日本旅客鉄道株式会社本八戸駅
法第15条 第8項関係	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸支店
		株式会社みちのく銀行八戸支店
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		公益社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
		八戸商工会議所女性会
	観光関係	公益社団法人八戸観光コンベンション協会
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
地域コミュニティ放送	株式会社ビーエフエム	
	株式会社八戸テレビ放送	

オブザーバー	団体名
法第 15 条 第 7 項関係	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	八戸警察署
	中小企業基盤整備機構東北本部

(2) 開催状況（第 2 期計画に関して審議したもの）

① 全体会

- 第 13 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 2 月 27 日）
 - ・次期基本計画について
- 第 14 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 5 月 29 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 15 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 11 月 27 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画について
- 第 16 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 25 年 5 月 28 日）
 - ・第 1 期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第 2 期基本計画の概要について
- 第 17 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 3 月 12 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 18 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 5 月 13 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第 19 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 12 月 16 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第 20 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 27 年 5 月 13 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

② 幹事会

平成 24 年度開催状況

- 第 1 回（平成 24 年 5 月 23 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 2 回（平成 24 年 8 月 6 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
- 第 3 回（平成 24 年 10 月 22 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
- 第 4 回（平成 24 年 11 月 13 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

平成 25 年度開催状況

- 第 1 回（平成 25 年 5 月 22 日）
 - ・第 1 期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第 2 期基本計画の概要について
- 第 2 回（平成 25 年 12 月 13 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

オブザーバー	団体名
法第 15 条 第 7 項関係	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	八戸警察署
	中小企業基盤整備機構東北本部

(2) 開催状況（第 2 期計画に関して審議したもの）

① 全体会

- 第 13 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 2 月 27 日）
 - ・次期基本計画について
 - 第 14 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 5 月 29 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
 - 第 15 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 24 年 11 月 27 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画について
 - 第 16 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 25 年 5 月 28 日）
 - ・第 1 期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第 2 期基本計画の概要について
 - 第 17 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 3 月 12 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
 - 第 18 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 5 月 13 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見書（フォローアップ報告書）について
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
 - 第 19 回八戸市中心市街地活性化協議会（平成 26 年 12 月 16 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について
- 新規追加

② 幹事会

平成 24 年度開催状況

- 第 1 回（平成 24 年 5 月 23 日）
 - ・八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- 第 2 回（平成 24 年 8 月 6 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
- 第 3 回（平成 24 年 10 月 22 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について
- 第 4 回（平成 24 年 11 月 13 日）
 - ・第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

平成 25 年度開催状況

- 第 1 回（平成 25 年 5 月 22 日）
 - ・第 1 期八戸市中心市街地活性化基本計画結果及び第 2 期基本計画の概要について
- 第 2 回（平成 25 年 12 月 13 日）
 - ・第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

平成 26 年度開催状況

第 1 回（平成 26 年 4 月 25 日）

- ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について
- ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案）について

第 2 回（平成 26 年 12 月 3 日）

- ・ 第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 27 年度開催状況

第 1 回（平成 27 年 4 月 28 日）

- ・ 第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見（フォローアップ報告）について
- ・ 第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

③ 部会

空き床対策検討部会

平成 24 年 4 月から平成 27 年 1 月までの開催回数・・・ 3 回

交通アクセス検討部会

平成 24 年 4 月から平成 27 年 1 月までの開催回数・・・ 5 回

（うち 1 回は花小路整備部会と合同開催）

花小路整備部会

平成 24 年 4 月から平成 27 年 1 月までの開催回数・・・ 3 回

（うち 1 回は交通アクセス検討部会と合同開催）

（3）略

[3] 略

平成 26 年度開催状況

第 1 回（平成 26 年 4 月 25 日）

- ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況に関する意見について
- ・ 中心市街地活性化基本計画の変更（案）について

第 2 回（平成 26 年 12 月 3 日）

- ・ 第 2 期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

新規追加

③ 部会

空き床対策検討部会

平成 24 年 4 月から平成 27 年 1 月までの開催回数・・・ 3 回

交通アクセス検討部会

平成 24 年 4 月から平成 27 年 1 月までの開催回数・・・ 5 回

（うち 1 回は花小路整備部会と合同開催）

花小路整備部会

平成 24 年 4 月から平成 27 年 1 月までの開催回数・・・ 3 回

（うち 1 回は交通アクセス検討部会と合同開催）

（3）略

[3] 略